

滋賀県では

## 計量法に基づく立入検査

を実施しています！

滋賀県では、計量関係事業者および取引若しくは証明における計量をする者などに対して計量法第148条に基づく立入検査を実施しています。

計量法に基づきはかり、水道メーター、ガスメーター、電気メーターなどを「特定計量器」と定めており、適正に使用されているかなどを確認しています。

もし、計量法違反となる事案（未受検や期限切れ、量目不足など）を発見した場合は、以下のような指導を行っています。

### ① 適正な計量の確保を図るための改善について指導

計量法違反となる事案が認められたときには、その事案について早急な改善措置を行うよう口頭または文書により指導を行うとともに改善（計画）報告書の提出を求めます。

### ② 改善勧告

上記①でも改善されていない場合には、計量法に基づく「改善勧告」を行います。

### ③ 公表

上記②でも改善されていない場合には、計量法に基づき事業者名等を「公表」します。

### ④ 改善命令

上記③でも改善されていない場合には、計量法に基づき「改善命令」を行います。

計量法第173条に基づく、50万円以下の罰金！！

※従業員などが違反した場合、法人に対しても罰金が科せられます。



～計量に関する相談・問合せ～

滋賀県計量検定所

TEL：077-563-3145

FAX：077-563-3393